

掲載内容

第1章 総則

第1節 法律行為

第1 意思表示

ケース1 錯誤の効力(施行日前に締結した契約について、施行日後に錯誤を主張する場合の効果)

ケース2 詐欺取消しと第三者(施行日前に締結した契約について、施行日後に詐欺を主張する場合の新旧適用関係)

ケース3 意思表示の到達と契約の成立(承諾の意思表示の発信と意思能力の喪失)

第2 代理

ケース4 代理人の行為能力(法定代理人が制限行為能力者の場合の法律行為の取消し)

ケース5 復代理人を選任した代理人の責任(施行日後に復代理人を選任した場合の施行日前に選任された代理人の責任)

第2節 消滅時効

ケース6 消滅時効①(施行日後に支出した必要費の償還請求と消滅時効の期間)

ケース7 消滅時効②(協議を行う旨の合意による時効の完成拒否)

ケース8 消滅時効③(生命身体に関する不法行為請求権の時効)

第2章 債権総則

第1節 法定利率

ケース9 法定利率①(施行日前に締結した契約に、履行時期及び遅延損害金の定めがない場合の法定利率)

ケース10 法定利率②(施行日前に発生した交通事故に基づく損害賠償請求権と中間利息控除)

第2節 債務不履行責任

ケース11 明確な履行拒絶意思と填補賠償(施行日前に締結された契約について、施行日後に相手方が履行拒絶意思を明確に表示した場合)

ケース12 債務不履行責任の免責事由(施行日前に締結した契約に関し、施行日後に債務不履行が発生した場合の免責事由)

ケース13 損害賠償の範囲と予見可能性(施行日前に締結した契約に関し、施行日後に債務不履行が発生した場合の損害賠償請求の範囲)

ケース14 代償請求権(施行日前に契約を締結し、施行日後に目的物が滅失した場合の代償請求権)

第3節 債権者代位権・詐害行為取消権

第1 債権者代位権

ケース15 債権者代位訴訟における訴訟告知(施行日前に発生した被保全債権による債権者代位訴訟提起時の債務者に対する訴訟告知の要否)

第2 詐害行為取消権

ケース16 詐害行為取消権の被保全債権(施行日前の原因により発生した被保全債権による詐害行為取消の可否)

ケース17 相当対価売買の詐害行為取消(施行日前の相当対価での不動産売買を、施行日後に登記した場合の詐害行為取消の可否)

ケース18 偏頗弁済の詐害行為取消(施行日前の被保全債権による偏頗弁済の詐害行為取消の可否)

ケース19 詐害行為取消の効力(施行日後の転得者に対する詐害行為取消の効力)

第4節 多数当事者の債権債務

ケース20 連帯保証人に対する請求(連帯保証人に対する請求と主債務者に対する債権の消滅時効)

ケース21 共同不法行為者の免除と求償関係(施行日前に発生した交通事故の共同不法行為者について、施行日後に被害者が共同不法行為者の一人と和解した場合の求償関係)

第5節 保証債務

ケース22 保証意思宣明公正証書の作成(施行日後に締結する事業のための個人保証について、施行日前に保証人が保証意思を宣明する公正証書を作成する方法)

ケース23 継続的売買契約の根保証(継続的売買契約における代金債務の根保証と取引基本契約書の取扱い)

ケース24 身元引受の効力(施行日前に身元引受書を提出させ、施行日後に本採用された身元引受の効力)

第6節 債権譲渡・債務引受

第1 債権譲渡

ケース25 譲渡制限特約違反の債権譲渡の効力(施行日前に発生した譲渡制限特約付債権の施行日後の譲渡の効力)

ケース26 譲渡禁止特約違反の債権の悪意の譲受人への譲渡(二重譲渡)(譲渡禁止特約付債権の施行日前後における悪意・重過失の者への二重譲渡の効力)

ケース27 譲渡禁止特約違反の債権の悪意の譲受人への譲渡(次々譲渡)(譲渡禁止特約付債権の施行日前後における悪意・重過失の者への次々譲渡の効力)

ケース28 将来債権の譲受人に対する譲渡制限合意の対抗(施行日前に債権譲渡及び債権譲渡登記がなされた将来債権に対して施行日後に譲渡制限合意を、その後、債務者に対し債権譲渡通知がなされた場合の譲渡制限合意の対抗の可否)

第2 債務引受

ケース29 免責的債務引受における引受人の求償権(施行日前に債務者と引受人とで契約締結し、施行日後に債権者が承諾した免責的債務引受における引受人の求償権)

第7節 債権の消滅

第1 弁済

ケース30 第三者の弁済(施行日後の弁済)(施行日前に生じた債務を施行日後に第三者が弁済したところ、その弁済が債務者の意思に反することを債権者が知らなかった場合の第三者の弁済の効力)

ケース31 弁済の充当(施行日後の弁済)(施行日前に生じた債務と施行日後に生じた債務を負担する場合に、施行日後に弁済した者の給付がその債務の全部を消滅させるのに足りないときの弁済の充当)

ケース32 担保保存義務の例外(施行日前に生じた債務につき、施行日後に担保を放棄した場合の免責の是非)

第2 相殺

ケース33 不法行為債権と相殺禁止(施行日前に生じた不法行為債権を受働債権とする相殺の可否)

ケース34 差押えと相殺(差押え前の原因に基づいて生じた債権を自動債権とする相殺の可否)

第3章 契約

第1節 契約総則

第1 契約の効力

ケース35 承諾の延着と契約の成立(隣地者間の契約につき、承諾が延着した場合の契約成立の適否)

ケース36 危険負担(施行日前に締結された契約について、施行日後に、当事者双方に帰責事由なく履行不能となった場合の契約の処理)

ケース37 契約上の地位の移転(施行日前に締結した売買契約についての施行日後の契約上の地位の移転)

第2 契約の解除

ケース38 催告解除と軽微性の抗弁(施行日前に締結された契約について、施行日後に債務者が債務不履行に陥り、債権者が催告及び解除の意思表示をした場合)

ケース39 無催告解除(施行日前に締結された取引基本契約に基づき、施行日前又は施行日後に締結された個別契約について、相手方が、施行日後に履行拒絶意思を明確に表示した場合)

ケース40 債務不履行に基づく無催告解除(施行日前に締結した契約に関し、施行日後に契約目的の達成不可能の事由が発生した場合の無催告解除の可否)

第2節 定型約款

ケース41 定型約款の合意の効力(施行日前に締結された定型取引に係る契約の、施行日後の効力)

ケース42 定型約款の内容の表示と変更(施行日前に締結された定型約款に基づく契約の、施行日後における新法(内容の表示や変更に関する規定)適用の可否)

第4章 契約各論

第1節 売買

ケース43 売買契約において瑕疵ないし契約不適合があった場合の解除(施行日前に締結された売買契約において施行日後に目的物に瑕疵ないし契約不適合が発見された場合における契約解除の可否)

ケース44 特定物売買における危険の移転時期(特定物売買の契約締結後、引渡し前又は引渡し後に目的物が滅失した場合の代金請求の可否)

ケース45 買主の追完請求権(売買契約の目的物に瑕疵ないし契約不適合があった場合における、買主の追完請求の可否)

ケース46 買主の権利行使期間(売買契約の目的物に瑕疵ないし契約不適合があった場合における、買主の売主に対する権利行使期間)

ケース47 買主の損害賠償請求権についての消滅時効(施行日前に締結された買貸借契約につき、施行日後に用法違反による損傷が生じた場合の買主の損害賠償請求権の消滅時効)

ケース48 買物の一部滅失による賃料の減額(施行日前に締結された買貸借契約につき、施行日後に買物物が一部滅失した場合の賃料減額請求権)

ケース49 買貸借契約の更新(施行日前に締結された買貸借契約が施行日後に更新された場合の新法適用の有無)

ケース50 買貸借契約に付随する保証契約(施行日前に締結された買貸借契約が更新された場合の、買貸借契約に付随する保証契約に対する新法適用の有無)

ケース51 賃借人による修繕費の償還請求の可否(施行日前からの賃借人によって施行日後に行われた修繕の費用償還請求の可否)

第2節 賃貸借

ケース52 消費貸借の目的物の期限前返還(施行日前の借入金を施行日後に弁済した場合の新法適用の有無)

ケース53 諾成的消費貸借の解除と借主の損害賠償義務(施行日前に締結された諾成的消費貸借契約につき、施行日後に融資が実行される前に解除した場合の損害賠償義務の有無)

第3節 消費貸借

ケース54 諾成的使用貸借の解除(施行日前に締結された諾成的使用貸借契約につき、施行日後に解除された場合の目的物引渡請求の可否)

第4節 請負

ケース55 請負人の責任①(施行日前に請負契約を締結し、施行日後に引き渡した目的物について、不具合があることが判明した場合の請負人の責任)

ケース56 請負人の責任②(施行日前に請負契約を締結し、施行日後に追加・変更工事契約を締結した場合の請負人の責任)

第5節 委任

ケース57 受任者の報酬請求(委任契約が自動更新された場合の新法と旧法の適用関係、受任者に帰責事由があった場合の報酬請求権)

第6節 雇用

ケース58 雇用契約の更新(施行日前に締結した期間の定めのある雇用契約が、施行日後に更新された場合について、更新後の雇用契約に適用される法律)

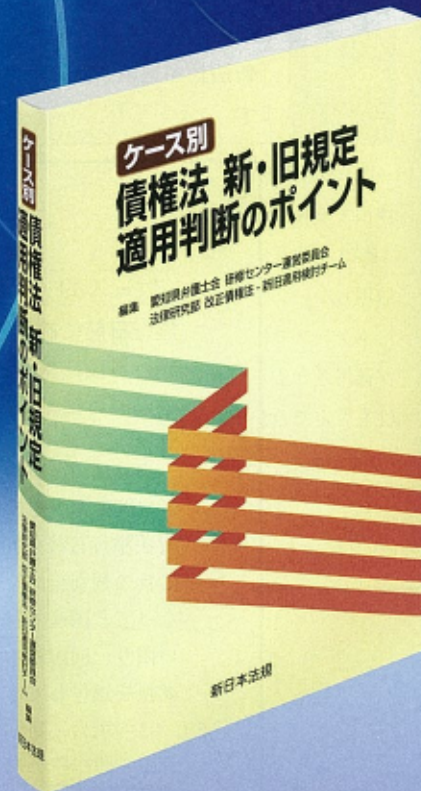
ケース59 期間の定めのない雇用契約と消滅時効の起算点(施行日前に締結された期間の定めのない雇用契約について、施行日後に生じた安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効)

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

債権法の経過措置をクローズアップ！
判断に迷う適用関係を明らかに！

ケース別 債権法 新・旧規定 適用判断のポイント

編集 愛知県弁護士会 研修センター運営委員会
法律研究部 改正債権法・新旧適用検討チーム



◆令和2年4月1日をまたぐ取引上の法律関係を
図を用いてわかりやすく解説しています。

◆弁護士の実務経験を踏まえ、施行に備えて準備
すべき事柄や留意点を解説しています。

A5判・総頁304頁
本体価格 3,500円+税
送料実費

WEBサイト
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339

E-mail eigo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も
発売!!

〈電子版〉
本体価格3,200円+税



ケース10 法定利率②

施行日前に発生した交通事故に基づく損害賠償請求権と中間利息控除

私は新法施行日直前に交通事故に遭いました。施行日後1年が経過して症状固定したと診断され、後遺障害認定を受けました。逸失利益について、中間利息控除された金額を保険会社が支払うと連絡してきました。

新法では変動利率に応じた中間利息控除の規定が設けられたと聞きます。本ケースの場合、新法の法定利率の規定に基づく中間利息控除がなされるのでしょうか。

基本的には「旧法」が適用されると考えられますが、**回答** 「新法」が適用されると解釈される可能性があります。

改正法附則1
準用する場合
すべき利益又
適用しない」
本ケースで
が適用される
性も否定でき

ケース39 無催告解除

施行日前に締結された取引基本契約に基づき、施行日前又は施行日後に締結された個別契約について、相手方が、施行日後に履行拒絶意思を明確に表示した場合

当社は、A社との間で、新法施行日前の2019年12月1日に、継続的に国産木材を購入する取引基本契約を締結しました。その後、新法施行日後の2020年5月1日、国産木材100kgを50万円で購入する旨の個別契約を締結しましたが、A社は、履行期日の1週間前になって、国産木材の価格高騰を理由として、代金の増額がされない限り、同国産木材の引渡しには一切応じられない旨の内容証明郵便を送付してきました。

この場合、新法と旧法、どちらが適用されるのでしょうか。

回答 「新法」が適用されます。

改正法附則32条は、「施行日前に契約が締結された場合におけるその解除については、……なお従前の例による。」と定めています。

つまり、契約が締結されたのが新法の施行日前なら旧法が、施行日後なら新法が適用されます。

本ケースでは、取引基本契約締結後、新たに個別契約が締結されたのが新法施行日後ですので、新法が適用されます。



第1節 売買

ケース43 売買契約において瑕疵ないし契約不適合があった場合の解除

施行日前に締結された売買契約において施行日後に目的物に瑕疵ないし契約不適合が発見された場合における契約解除の可否

私は、新法施行日(2020年4月1日)前に、知人が持っていた自作PCを買ったのですが、施行日後に動画編集をするようになって不具合が度々生じます。私としては、知人に対して趣味で動画編集を行うことを説明していたのに、この目的に合致しないPCを売りつけられたのは大変残念な思いです。

私としては、正直PCが要らなくなったので、売買契約を解除したいのですが、新法では、解除の方法について旧法から変化があったと聞きました。

新法施行日前の契約を解除する場合に、新法と旧法どちらが適用されるのでしょうか。

回答 「旧法」が適用されます。

改正法附則34条1項には、施行日前に締結された売買契約については、なされたことと見られること



解説

1 旧法の規定内容

旧法では、570条・566条において、瑕疵担保責任に基づく解除が規定されています。

解除の要件として、債務者の帰責事由は要求されていませんが、条文上、瑕疵によって契約目的を達することができない場合には解除ができるとされていました。

2 新法の規定内容と旧法との違い

瑕疵担保責任を定めた旧法に代わり、契約不適合責任を定めた新法564条では、「前2条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。」と規定されています。

要す、
準則に
よつ
法541)
旧法

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2019.12)51000921

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

これに対し、新法541条は、催告を必要としますが、債務不履行が軽微でなければ催告期間経過後に解除が可能です。

なお、新法542条1項3号では、催告は不要ですが、契約目的達成不可が要件となります。隠れた瑕疵の存在や買主の善悪については特に要件とはされていないところです。

3 新・旧の適用判断

以上のとおり、新・旧の適用判断は重要です。

この点、新法では、改正法附則34条1項において、新法の施行日前に締結された売買契約については、なお従前の例、つまり旧法が適用されると規定されています。

したがって、上記各事項についても旧法の適用があるということになります。

実務の目

以上のとおり、新法では、瑕疵担保の規定につき、債務不履行の一般準則が適用されることとなりますが、新法施行日前の契約についてはすべからず旧法が適用されることとなりますので、混乱は少ないものといえます。

【関連条文】

旧法

(地上権等がある場合等における売主の担保責任)
第566条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすること